

広島県告示第百三十八号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間大塚川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和五年二月六日

三 廃川敷地等の位置

1 広島市安佐南区大塚西二丁目一八〇六番六

2 広島市安佐南区大塚西二丁目一八〇六番八

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

(一) 百九十六・七一平方メートル

(二) 百十二・〇一平方メートル